

## 「安全な医療を提供するための10の要点」

## 副会長 佐野 文男

厚生労働省医療安全対策検討会議ヒューマンエ ラー部会は、「医療従事者のための患者安全十箇条 (仮称)(簡便な標語集)の策定を検討事項の一 つとしていたが、部会ワーキンググループとして 「患者安全のための標語検討会 (会長 橋本廸 生)を設置し、平成13年6月28日に医療安全対策 検討会議第1回ヒューマンエラー部会開催後、同 年9月11日までに計8回の検討会等の審議を経 て、医政局総務課医療安全推進室から「安全な医 療を提供するための10の要点」として報告された (表1、2)。

この策定の趣旨は、

- 1)患者に安全な医療サービスを提供すること は、医療の最も基本的な要件の一つであること。
- 2)このため、医療機関においては、医療安全 に関する職員の意識啓発をすすめるとともに、医 療安全を推進する組織体制を構築していくことが 求められていること。

表 1 安全な医療を提供するための10の要点

根づかせよう安全文化

みんなの努力と活かすシステム 安全高める患者の参加 対話が深める互いの理解 共有しよう 私の経験

活用しよう あなたの教訓

規則と手順 決めて 守って 見直して 部門の壁を乗り越えて

意見かわせる 職場をつくろう

先の危険を考えて 要点おさえて しっかり確認 自分自身の健康管理 医療人の第一歩

事故予防 技術と工夫も取り入れて

患者と薬を再確認 用法・用量 気をつけて 整えよう療養環境 つくりあげよう作業環境

3) そこで、医療機関における医療安全に関す る基本的な考え方を標語の形式でとりまとめたこ と。

4)この標語を参考に、それぞれの医療機関 が、その特性などに応じてより具体的な標語を作 成するなどの工夫が望まれること。となってい る。

その対象は医療機関で働く全ての職員とし、標 語の「解説」ではその標語の趣旨とねらいを記述 し、また、「具体的な取組に向けて」では、それぞ れの医療機関での取組の方法が例示されている。

標語策定の方法は、

医療機関や先進国、他業界の標語に関する取組

表2 「患者安全のための標語検討会」名簿

大井 利夫 上都賀厚生連上都賀総合病院 名誉院長

大石 洋司 練馬総合病院 事務長

白石 三智 日本看護協会医療・看護対策室

田浦和歌子 武蔵野赤十字病院 リスクマネジャー

豐 三菱総合研究所 主席研究員

寺井美峰子 聖路加国際病院 リスクマネジャー

橋本 真也 横浜市立大学市民総合医療センター 物品担当係長

橋本 廸生 横浜市立大学医学部医療安全管理学 教授

注)ヒューマンエラー部会委員

平林 明美 横浜市立大学医学部附属病院 リスクマネジャー

福留はるみ 聖母女子短期大学 講師

松月みどり 日本大学医学部附属板橋病院看護部 婦長

注)ヒューマンエラー部会委員

三宅 祥三 武蔵野赤十字病院 副院長

注)総会、ヒューマンエラー部会委員

山内 隆久 北九州市立大学文学部 教授

注)ヒューマンエラー部会委員

(五十音順)

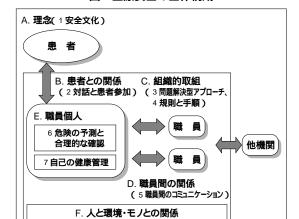
の調査を行い、重要な分野や項目が検討され、以下の3点に重点が置かれまとめられている。

- 1)医療における安全管理体制の重要なポイントとして、A.理念、B.患者との関係、C.組織的取組、D.職員間の関係、E.職員個人、F.人と環境・モノの関係、の6分野。
- 2)この6分野において特に重要なものとして、安全文化、対話と患者参加、問題解決型アプローチ、規則と手順、職員間のコミュニケーション、危険の予測と合理的な確認、自己の健康管理、技術の活用と工夫、与薬、環境整備、の10項目。

医療安全の全体構成は、

医療における安全管理の重要な6分野と、その6分野における重要な10項目の構成で、それを図に示す(図)。

「安全な医療を提供するための10の要点」のそれぞれに関する「解説」や「具体的な取組に向けて」については「報告書」を見ていただくこととするが、「報告書」の「おわりに」に「安全な医療を提供するための10の要点」は全ての医療機関に共通する基本的な考え方として作成されたものであり、この標語の活用により、それぞれの医療機関で職員の医療安全に関する理解が深まることが期待される、と述べられている。



(8技術の活用と工夫、9与薬、10環境整備)

図 医療安全の全体構成

さらに、各医療機関での標語作成が推奨され、 「標語作成への取組の意義」として、

1)標語により、職員の医療安全に関する意識の向上や、ミスを犯しやすい場面での注意喚起につながる、2)各医療機関がそれぞれの施設内のどこに危険が潜んでいるのかを全職員が認識し、具体的な対策を策定することが重要、3)このため、各医療機関が独自の標語づくりに取り組むことにより、職員の安全への意識や相互のコミュニケーションが深まり、医療安全がより一層進展することが期待される、4)作成された標語は新人研修の教材として用いるなど、全ての職員にその具体的意味まで理解してもらうよう配慮することが重要、と強調されている。また、

「職員に対する周知の工夫」として、

1)ポスター、2)パンフレット・冊子、3) ニュースレター・院内報、4)研修テキスト、 5)カレンダー、6)パソコンのスクリーンセー バー、などを挙げ、職員全員が医療安全に向かう 姿勢が求められている。

従来の医療安全、患者安全は医療従事者の専門性を強調重視するあまり、個々の医療従事者の注意力や場合によっては名人芸的な技量に依存してようやく安全が守られているようなケースも少なくなかったのである。しかし、今や"TO ERR IS HUMAN"を前提に、原因系に作用する"FOOL-PROOF"や結果系に作用する"FAIL SAFE"などの工夫を組み込んで、本質安全の視点から様々な患者安全対策が講じられ、あるいは講じられつつある。

今回の標語づくりも医療従事者の医療安全にかかわる意識改革を求める一方策となるよう期待される。

## 資料

医政局総務課医療安全推進室:「安全な医療を提供するための10の要点」について(平成13年9月11日)